

平成 30 年 1 月 1 日

各 位

仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号
株式会社 仙 台 銀 行

休眠預金等活用法における異動事由について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）第 2 条第 4 項に規定する事由を以下のとおりとすることをお知らせいたします。

記

1. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、以下の事由を休眠預金等活用法第 2 条第 4 項第 1 号にもとづく異動事由とします。

- (1)引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2)手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- (3)預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金
が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」とい
います。）の対象となっている場合に限りします。）
 - ①公告の対象となる預金であるかの該当性
 - ②預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

2. (行政庁の認可を受けた異動事由)

当行は、以下の事由を休眠預金等活用法第 2 条第 4 項第 2 号にもとづき行政庁から認可を受けた異動事由とします。

- (1)預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳すべき取引が
なかった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと
- (2)預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が
把握できる場合に限りします。）
- (3)総合口座規定にもとづく他の預金、または定期性預金規定にもとづく同一通帳内の他の
預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

【認可を受けた預金等の種類及び異動事由】

預金等の種類	認可を受けている異動事由
当座預金	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（以下本表において「規則」という。）第4条第3項第3号（当行が把握できる方法によるものに限る。）
普通預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越、同項第3号（当行が把握できる方法によるものに限る。）
貯蓄預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越、同項第3号（当行が把握できる方法によるものに限る。）
納税準備預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越、同項第3号（当行が把握できる方法によるものに限る。）
通知預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越、同項第3号（当行が把握できる方法によるものに限る。）、同項第6号
スーパー定期預金 （自由金利型定期預金 M 型） ＜単利型＞	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳や証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越、同項第3号（当行が把握できる方法によるものに限る。）、同項第6号
スーパー定期預金 （自動継続自由金利型定期預金 M 型） ＜単利型＞	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳や証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越、同項第3号（当行が把握できる方法によるものに限る。）、同項第6号
スーパー定期預金 （自由金利型定期預金 M 型） ＜複利型＞	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳や証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越、同項第3号（当行が把握できる方法によるものに限る。）、同項第6号
スーパー定期預金 （自動継続自由金利型定期預金 M 型） ＜複利型＞	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳や証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越、同項第3号（当行が把握できる方法によるものに限る。）、同項第6号
期日指定期預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳や証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越、同項第3号（当行が把握できる方法によるものに限る。）、同項第6号

自動継続期日指定期預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳や証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越、同項第3号（当行が把握できる方法によるものに限る。）、同項第6号
自由金利型定期預金 （大口定期）	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳や証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越、同項第3号（当行が把握できる方法によるものに限る。）、同項第6号
自動継続自由金利型定期預金 （大口定期）	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳や証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越、同項第3号（当行が把握できる方法によるものに限る。）、同項第6号
変動金利定期預金 ＜単利型＞	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳や証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越、同項第3号（当行が把握できる方法によるものに限る。）、同項第6号
自動継続変動金利定期預金 ＜単利型＞	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳や証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越、同項第3号（当行が把握できる方法によるものに限る。）、同項第6号
変動金利定期預金 ＜複利型＞	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳や証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越、同項第3号（当行が把握できる方法によるものに限る。）、同項第6号
自動継続変動金利定期預金 ＜複利型＞	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳や証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越、同項第3号（当行が把握できる方法によるものに限る。）、同項第6号
積立式定期預金 （満期確定型）	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越、同項第3号（当行が把握できる方法によるものに限る。）、同項第6号
積立式定期預金 （エンドレス型）	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越、同項第3号（当行が把握できる方法によるものに限る。）、同項第6号
定期積金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による証書の発行、繰越、同項第3号（当行が把握できる方法によるものに限る。）、同項第6号
総合口座	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越、同項第3号（当行が把握できる方法によるものに限る。）、同項第6号

以上